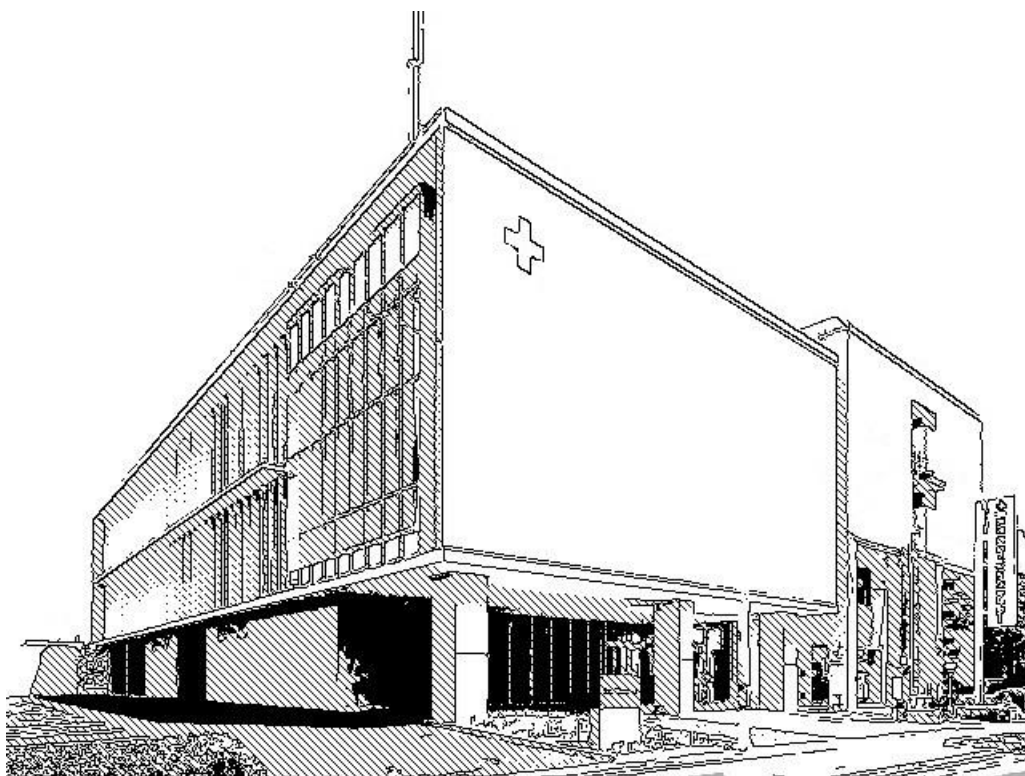


令和2年度 事業計画



日本赤十字社岐阜県支部 社屋全景

人間を救うのは、人間だ。 Our world. Your move.



日本赤十字社 岐阜県支部
Japanese Red Cross Society

7つの赤十字基本原則

(1965年ウィーンで開催された第20回赤十字国際会議決議)

人 道

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力及び堅固な平和を助長する。

公 平

赤十字・赤新月は、国籍、人種、宗教、社会的地位又は政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月は、ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中 立

すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時にいずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的又は思想的性格の紛争には参加しない。

独 立

赤十字・赤新月は独立である。各国赤十字社・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律にしたがうが、つねに赤十字・赤新月の諸原則にしたがって行動できるようその自主性を保たなければならない。

奉 仕

赤十字・赤新月は、利益を求めない奉仕的救護組織である。

単 一

いかなる国にもただ一つの赤十字社・赤新月社しかありえない。赤十字社・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性

赤十字・赤新月は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

I 令和2年度事業の基本方針

1 事業の基本方針

現在のわが国は、自然災害の頻発化・激甚化・広域化といった問題に加え、本格的な人口減少・少子高齢社会への対応という大きな課題に直面しています。これに伴い、赤十字活動を取り巻く社会環境も急速に変化する中で、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を実現していくためには、そうした変化に柔軟に的確に対応していく必要があります。

「災害から人々が守られる社会づくり」、「互いに思いやり、助け合い、尊重し合う社会づくり」、「人々の健康・福祉を支える地域づくり」に取り組むために昨年策定された日本赤十字社長期ビジョンを踏まえ、岐阜県支部においても、災害救護体制や地域の医療・健康・福祉の充実強化のため、地域の期待に応えられるよう、各種取り組みを進めてまいります。

(1) 災害救護体制の充実強化

大規模・多発化する災害に対応するため、災害マネジメントサイクルの考え方を踏まえ、発災直後の応急対応の強化とともに、防災・減災に積極的に取り組み、災害から人々が守られる社会づくりを進める。

災害時の救護を主導する県医療調整本部やDMA T等の外部機関と連携調整するため、岐阜県支部の災害医療コーディネーターの育成や訓練への参加を推進する。

また、救護を担う救護班要員（高山赤十字病院及び岐阜赤十字病院で編成）の能力向上のため、各種研修や県内の赤十字施設による合同訓練、広域災害を想定した「日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練」に参加する。

被災者支援に備えるため、県内10カ所の拠点災害備蓄倉庫に、毛布や安眠セットなどの救護備品を備蓄するとともに、県内全地区分区に災害用炊飯器、天幕などの資機材や災害救援車両の整備を進める。

さらに、地域社会へ防災・減災に関する知識・技術を普及するため、防災教育を推進する。

(2) 地域における赤十字活動の充実強化

地域における様々な赤十字活動の担い手と連携協力して、互いを思いやり、助け合い、尊重し合う社会づくりを進める。

【赤十字奉仕団】

現在県内では、市町村ごとに設置されている「地域赤十字奉仕団」、社会人や学生などで組織される「青年赤十字奉仕団」、アマチュア無線愛好家で組織される「アマチュア無線奉仕団」、救急法等の講習普及を通じ地域貢献活動を行う「安全奉仕団」が結成され、それぞれ地域のニーズに

応じて活動いただいている。

こうした奉仕団（ボランティア）の主体的な活動を強化していくため、奉仕団（ボランティア）の運営をサポート、支援するとともに、各種の研修会の開催などにより、活動の充実を図る。

【青少年赤十字（JRC）】

青少年赤十字は、児童・生徒の自主的で自立した生活態度を養うため、「気づき」「考え」「実行する」という態度目標と、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の実践目標を掲げ、学校内外の実情に応じた様々な活動に取り組む。

社会的な問題に関心をもつきっかけとなる子ども新聞プロジェクト、国際親善を目的とした海外メンバーとの交流、青少年赤十字防災教育プログラムを活用した防災教育の普及、児童・生徒を対象としたリーダーシップ・トレーニング・センターの開催、加盟校教職員を対象とした指導者養成講習会等の事業を実施する。

（３）講習普及事業の充実強化

地域の人々の安全、健康、福祉を支えるため、救急法や幼児安全法、健康生活支援講習などの講習事業を推進する。

特に、高齢社会における、住まいと医療・介護・予防・生活支援を一体的に行う地域包括ケアシステムの推進に寄与するため、「こころとこころの架け橋講習」を通じて、地域赤十字奉仕団や社会福祉協議会とも連携し、モデル地域での事業展開を進めていく。

（４）積極的な広報活動の展開と運動基盤の強化

赤十字活動が、広く、多くの人々から「共感する」「支援する」といった関心をもっていただけるよう、様々な媒体やイベントによる広報を展開するとともに、安定的かつ継続的な活動ができるよう、会員の確保などに努める。

（５）赤十字施設間の連携強化

高山赤十字病院及び岐阜赤十字病院においては、地域医療支援病院として診療所や病院との信頼関係を深めつつ、地域に貢献できる医療連携を進めるとともに、災害拠点病院としての役割や公的病院としての使命である政策医療を果たしていくほか、健全な病院経営を目指す。

岐阜県赤十字血液センターにおいては、県内における安定的な血液供給を確保することを目標に、県や各市町村、関係団体の協力の下、安定した献血者確保のため、特に若年層献血の増加につながるイベントの開催など、体制整備と普及啓発に努める。

岐阜県支部を含めた県内の赤十字施設は、それぞれの強みを結集し、事業間、施設間の連携を強化し、活動情報の相互利用を推進することにより、県内における赤十字活動の充実強化を図る。

Ⅱ 事業計画

1 災害救護体制の充実強化

(1) 救護資材の地区区分への配備

地域における災害救護体制を充実強化するため、各地区区分に配備した災害用炊飯器、天幕、日赤災害備蓄倉庫について、配備してから経年劣化がみられるものを優先的に、更新配備を行う。

【災害用炊飯器 配備数】

2 地区	9 台
岐阜市地区 8 台、飛騨市地区 1 台	

【天幕 配備数】

6 地区区分	18 張
岐阜市地区 9 張、高山市地区 2 張、中津川市地区 3 張、各務原市地区 1 張、飛騨市地区 2 張、岐南町区分 1 張	

【災害備蓄倉庫 配備数】

1 地区区分	1 棟
北方町区分 1 棟	

(2) 災害救援車両の配備

災害時の物資搬送、住民避難等の呼びかけなど有事の際の災害救護活動や地区区分で普段実施する赤十字事業に使用するため、災害救援車両を全市町村に配備しているが、経年劣化がみられるものを優先的に、更新配備を行う。

【災害救援車両 配備数】

4 地区区分	4 台
大垣市地区 1 台、中津川市地区 1 台、山県市地区 1 台、北方町区分 1 台	

(3) 防災拠点備蓄倉庫の運用

災害時にいち早く救援物資を提供するため、あらかじめ県内 5 地域 10 箇所には防災拠点備蓄倉庫を設置し、超急性期の災害対応に備える。

【防災拠点備蓄倉庫設置箇所】（各 1 棟設置）

設置箇所	岐阜地域：岐阜県支部庁舎内 中濃地域：可茂総合庁舎敷地内、中濃総合庁舎敷地内、郡上総合庁舎敷地内 西濃地域：西濃総合庁舎敷地内、揖斐総合庁舎敷地内 東濃地域：恵那総合庁舎敷地内、東濃西部総合庁舎敷地内 飛騨地域：飛騨総合庁舎敷地内、下呂総合庁舎敷地内
------	---

【防災拠点備蓄倉庫備蓄資材内訳】岐阜地域（岐阜県支部内倉庫分）

品名	数量	品名	数量
毛布	4,700 枚	緊急セット	504 セット
安眠セット	633 セット	ブルーシート	1,400 枚
タオルケット	1,920 枚	—	—
簡易 テント	5 張	災害用移動 炊飯器	2 台

【防災拠点備蓄倉庫備蓄資材内訳】その他地域（各総合庁舎敷地内分）

品名	数量	品名	数量
毛布	400 枚	緊急セット	60～96 セット
安眠セット	120 セット	ブルーシート	200～500 枚
簡易 テント	1 張	災害用移動 炊飯器	1 台

（４）防災教育の推進

日本赤十字社がこれまでの災害対応を踏まえ作成した教材等を活用して、自治会や住民グループ等を対象に「赤十字防災セミナー」や「災害図上訓練（DIG:Disaster Imagination Game）」などの講習を開催し、地域社会への防災・減災の知識や技術の普及推進を図る。

また、こうした講習の実施に際しては、ボランティアの参画も進める。

（５）県内赤十字施設合同災害救護訓練の実施

日本赤十字社岐阜県支部、高山赤十字病院、岐阜赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センターの４施設が、災害時に効率良く連携し、災害救護業務が円滑に実施できるように、また、岐阜県や市町村、DMAT、消防など他機関と協働できるように、災害救護訓練を実施する。

（６）第３ブロック支部合同災害救護訓練への参加

長野県諏訪市で開催される中部地方 8 県合同の広域災害救護訓練に参加する。

訓練では、大規模災害での医療コーディネーターの運用等をテーマに、災害対策本部運用訓練、避難所巡回訓練、病院支援訓練を実施する。

（ア）開催日 令和 2 年 11 月 7 日（土）～8 日（日）

（イ）概要 広域災害救護訓練

（７）救護班員研修会の実施

県内赤十字病院に常備救護班として、8 個班（高山赤十字病院 5 個班、岐阜赤十字病院 3 個班）を編成しており、各施設や支部においては、班員が一定レベルの資質を維持するための研修会を実施するほか、本社主催の救護員研修に参加する。

（８）こころのケア研修の実施

赤十字では、災害マネジメントサイクル全体に対応するため、災害発生急性期における医療救護のほか、被災者及び被災地自治体職員の災害時のストレスを軽減するため「こころのケアチーム」を派遣し、傾聴や

リラクゼーション、ハンドケアなどのスキルを活かした活動を行う。

また、災害救護要員や防災ボランティアを対象とした「こころのケア研修」等を実施し、派遣職員等に対するケアも実施する。

（９）赤十字防災ボランティアの養成

ボランティア活動は、災害時に被災者と同じ目線で活動できることから、災害復興全般を支える必要不可欠な原動力である。

また、災害時における赤十字活動への支援活動も期待でき、こうした赤十字防災ボランティアの養成を進めるとともに、ボランティア活動の体制を強化するため連絡会を開催し、活動内容の充実と相互連携を図る。

２ 地域における赤十字活動の充実強化

【赤十字奉仕団】

（１）地域赤十字奉仕団の連携強化

地域奉仕団は現在、県下 42 の市町村に設置しており、地域の実情に即した活動をそれぞれ実施している。年度始めには県内全域の地域赤十字奉仕団委員長を対象に、下半期には県内 5 圏域ごとに奉仕団委員長及び地区分区担当者を対象に会議を開催し、活動報告や情報交換を行い、奉仕団の連携強化を推進する。

（２）各種研修会の開催

地域赤十字奉仕団員を対象に、活動年数に応じた階層別の研修として「基礎研修会」、「中堅団員研修会」、「リーダーシップ研修会」を開催し、経験年数に応じたテーマや内容で奉仕団員の資質向上と育成強化を図る。

【基礎研修会】

赤十字奉仕団に入団して間もない団員を対象に、今後の奉仕活動の指針としていただくため、ボランティアとして必要な基礎知識や技術の他、赤十字の成り立ちや日本赤十字社の活動について研修を行うほか、ベテラン奉仕団員でもある支部指導講師が、これまでの奉仕活動での経験を基に、体験談や心得を伝え、伝統ある赤十字の奉仕活動を引き継いでいただく。

【中堅団員研修会】

赤十字奉仕団中堅団員として、リーダーのサポートの他、新入団員へのアドバイザーとして活動できるように、また、ボランティア活動の活性化や地域サービス向上、特にこれからの高齢社会を支える地域支援活動に活躍いただけるように、必要な知識や技術の習得を行う。

【リーダーシップ研修会】

委員長や、指導的立場での活躍が期待される幹部候補生を対象に、赤十字の基本的理念から赤十字事業全般について、また、リーダーの役割、地域における課題への取り組み方、特に、防災ボランティアとしての心がまえや災害時の諸活動、地域貢献活動について研修を行い、理解を深める。

(3) 地域赤十字奉仕団活動への支援

県下統一事業として取り組んで来た高齢者等へのお見舞い事業や災害時支援のための炊き出し活動事業について助成を行い、その活動を支援する。

(4) 青年赤十字奉仕団、特殊赤十字奉仕団活動の強化

社会人で構成される青年赤十字奉仕団は、献血推進や募金活動の他、赤十字事業に関連した諸活動を推進し、学生奉仕団と協働し、更なる活動の活性化を行う。

一方、特殊奉仕団としてアマチュア無線奉仕団が岐阜、高山、中津川を拠点として活動しているが、災害時の緊急通信、県外救護班への地理的ガイドなど、支部災害対策本部業務の支援ができるよう、支部訓練や防災ボランティア研修へ参加いただく。

また、講習指導員により結成された安全奉仕団は、より良い講習普及活動をめざし、情報交換や指導技術の研鑽を行う他、支部事業へのサポートも含め活動する。

【青少年赤十字（JRC）】

(1) モニター校・防災教育推進校の指定と活動の活性化

加盟校の中から「研究推進モニター校」を 25 校指定し、青少年赤十字の実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の各活動の活性化を図る。また、「青少年赤十字防災教育推進校」を 2 校指定し、防災教育をとおして自然災害等から青少年の健康と安全を守る活動を支援する。さらに、これらの活動内容を他校へ周知し、活動の輪を広げる。

(2) 未加盟校への普及活動

青少年赤十字の普及を図るため、未加盟校に対し青少年赤十字に関する資料等を配布し、加盟促進を図る。

また、県教育委員会や市町村教育委員会、校長会等への啓発活動を推進するとともに、個別に学校訪問を実施する。特に加盟率の低い地域の小・中学校や高等学校、幼稚園・子ども園等への加盟の働きかけを重点的に行う。

(3) 赤十字活動に関する作品募集

若年層の赤十字活動への関心を高めるため、加盟校から赤十字に関する作品（絵画・書）を広く募集し、「赤十字フェアぎふ」において作品コンクール表彰式を開催する。

また、入賞作品は、県内赤十字施設や商業施設等に展示し、青少年赤十字を広く周知する。

(4) 子ども新聞プロジェクト

青少年赤十字メンバーの社会事象に対する関心を深めるため、メンバーが被災地などを訪問し、被害の様子や復興状況等取材した内容を新聞として作成して同世代へ伝える。本事業は、愛知県支部が中心となって平成 24 年度から始まり、今年度で 9 回目を迎える。岐阜県支部からは小学生メンバー 2 名を派遣する。

(5) 各種研修会の開催

小・中学生メンバー、高校生メンバーを対象としたリーダーシップ・トレーニング・センター、加盟校教職員を対象とした指導者養成講習会を開催する。

各研修会では、青少年赤十字防災教育プログラム等を活用し、いのちを守る力を学ぶほか、赤十字の精神を学び、世界の平和と人類の福祉に貢献できる青少年の育成を目指す。

(6) 国際交流事業の推進

海外青少年赤十字メンバーと交流を行うことで、広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

令和2年度は、愛知県支部と連携して、モンゴル国から青少年赤十字メンバーを受け入れ、国際交流を図る。

(7) 加盟校への資材整備

青少年赤十字加盟校としての意識向上を図るとともに、学校活動の中で様々な行事に活用できるよう、ワンタッチテントや防災教材「まもるいのちひろめるぼうさい」を新規加盟校に対して配備する。

(8) 指導者（教員）の育成

青少年赤十字活動を教育現場において活用するため、赤十字をより理解してもらう指導者（教員）の育成に取り組むほか、赤十字活動を分かりやすく指導するための教材提供、指導者養成講習会への参加を積極的に進める。

(9) 青少年赤十字賛助奉仕団の活動強化

青少年赤十字への理解を深め活動の拡大を推進するため、未加盟校に対する加盟勧奨や、様々な研修会や事業への積極的な参加を図るほか、児童・生徒が取り組んだ赤十字に関する作品（絵画・書）の審査等に積極的に携わっていく。

3 講習普及事業の充実強化

(1) 健康生活支援講習の実施

高齢者がそれぞれの地域でより良い生活を送ることができるように、自身の健康増進（自助）と地域での助け合い（互助）、介護に関する知識や技術について、地域で実践できるよう、健康生活支援講習を通じて普及していく。

また、地域包括ケアシステムの基盤を支えるボランティアを育成するためのプログラムとしても同講習を推進していく。

(2) 幼児安全法「すくすく子育てサポート講習」の実施

育児中の保護者やサポーターが、子どもの健康、安全な成長を支援するための知識・技術を学べるように、地域の子育てサークルや子育て支援センター、保育園・幼稚園等に指導員を派遣する。

(3) 子育て支援ボランティア養成講座の開催

赤十字施設を会場とした託児付き講習のスタッフを養成するため、子育て支援ボランティア養成講座を開催する。

(4) 救急法等講習の実施

救急法等の普及に向けて、それぞれの地域で講習会が開催しやすいように、地域の実情に合わせた内容や時間で、指導員の派遣調整を行う。

(5) 指導者の養成

講習普及事業の推進と指導力の強化を図るため、指導員を計画的に養成する。令和2年度は、救急法及び水上安全法の指導者を養成する。

(6) 指導者の研修

赤十字の講習指導を担う講習指導員に対し、赤十字講習指導要領に基づいた実技指導やガイドラインの変更点などを周知するための研修を開催し、指導スキルの向上に努める。

(7) 青少年赤十字(JRC)加盟校への救急法等の普及

次代を担う若い世代へ知識・技術を普及するため、青少年赤十字加盟校の生徒を対象に、救急法や健康生活支援講習、幼児安全法等の講習を開催する。

4 看護師の養成

(1) 看護師の養成

災害救護活動や保健医療活動など国内外で活躍できる優秀な看護師を養成するため、日本赤十字豊田看護大学における赤十字特別推薦選抜制度を利用し、看護師の養成を行う。

日本赤十字豊田看護大学看護学生在籍状況
(令和2年度)

学 年	在籍者数
1 学年	3 名
2 学年	4 名
3 学年	4 名
4 学年	5 名
合 計	16 名

(2) 幹部看護師の育成

赤十字病院の看護師長として看護師への業務指導が行える管理能力、また、救護班における看護師長としての実践力など、リーダーとしての総合力を養い、幹部看護師として今後活躍できる人材を育成するため、日本赤十字社幹部看護師研修センターで実施される研修へ適任者を派遣する。

5 国際活動の推進

(1) 国際救援・開発協力要員養成研修への職員派遣

国際赤十字の一員として世界各地での医療救援や支援活動を行う人材は不足しており、新たな要員を養成するため、要員養成研修やスキルアップのための各種研修に資質のある職員を積極的に派遣する。

また、養成が終了し要員登録をした職員の海外派遣についても支援を行う。

(2) 国際支援事業への資金拠出

中部地方8県支部合同事業として、アジア・大洋州給水・衛生キット支援事業、シリア難民支援事業及び東アフリカ地域2カ国地域保健強化事業に資金の拠出を行う。

(3) 安否調査の実施

海外において消息不明になった日本人の安否調査や、海外から日本国内に居住され、安否不明となっている肉親等の調査を行う。

いずれも国交がなく調査が難しいケースであっても、世界の赤十字社とのネットワークを活かし、調査を行う。

(4) 「NHK海外たすけあい」キャンペーンの実施

世界各地で多発する紛争や自然災害等による犠牲者の緊急救援、保健衛生及び災害対策等の分野における開発協力事業を実施するための募金活動として、12月1日から25日までの約1ヶ月間キャンペーンを実施する。

6 積極的な広報活動と活動基盤の強化

日本赤十字社が国内外において幅広く展開する活動は、日頃から赤十字事業に賛同し、資金協力いただく会員や、奉仕団、ボランティアの方々に支えられており、そうした皆さんへの説明責任を果たすとともに、より多くの人々の支援と理解が得られるよう、事業方針や活動実績、収支状況等について積極的に情報を発信する。

また、将来にわたり、社会のニーズに対応して赤十字活動が迅速かつ機動的に展開できるように、会員の増強と会費の安定的な確保を図るとともに、人材の確保や事業運営の監視・評価機能の充実強化を図る。

(1) 事業と連動した積極的な情報発信

- ①日本赤十字社広報紙「赤十字NEWS」へ県内活動を掲載することにより、全国へ岐阜県支部の活動を発信する。
- ②「赤十字だよりぎふ」の定期的な発行により、事業紹介や活動報告、県内施設等の情報を発信する。
- ③ホームページを最大限に活用して、イベントや講習会、義援金の募集等、赤十字に関する各種の情報を発信する。

(2) 報道機関等との関係強化

- ①マスメディアを積極的に活用し、様々な赤十字活動を広く県内に発信する。
- ②5月に実施する会員増強運動では、日本赤十字社が全国規模で行う広報活動と併せて、県内全戸に広報紙を配布する等、赤十字事業の理解と普及に努める。
- ③県内主要路線バスにおけるステッカー広告を実施し、赤十字事業を県民に広報していく。

(3) 広報イベントの開催

赤十字活動への関心を高め、赤十字思想を普及するため、防災、健康・安全などに関する事業を紹介する広報イベント「赤十字フェアぎふ」を開催する。このイベントでは、青少年赤十字メンバーが取り組んだ作品（絵画・書）の表彰も行い、幅広い年代に対し広報活動を実施する。

(4) 広報交付金の交付

地区区分で開催されるイベント等を活用した事業紹介パネルの展示や広報資材の配布等、地域住民に赤十字活動を広報するための活動に対して、交付金を交付する。

(5) 会員増強運動月間の取組強化

毎年 5 月を「会員増強運動月間」とし、協賛委員や地域の赤十字関係団体、行政機関等の協力を得て、赤十字思想の普及と会員の増強を図り、会費の確保に努める。

令和 2 年度会費募集目標額

(単位：千円)

	一般会費	法人会費	合計
令和元年度	267,700	32,300	300,000
令和 2 年度	267,700	32,300	300,000

(6) 会員の拡充強化

日本赤十字社は会員をもって組織されており、様々な方法で赤十字の使命や身近な活動を分かりやすく県民の方々に情報発信し、会員の拡充を進める。

(7) 有功会活動の推進

赤十字活動に対する強力な支援団体として組織されている岐阜県赤十字有功会の更なる発展と活動内容の充実に努める。

総会の開催、会報誌の発刊、青少年赤十字加盟校に対する図書の贈呈、全国赤十字大会への参加、会員相互の交流を図るための研修旅行を実施する。

(8) 職員資質向上のための研修の実施

① OJT の推進

業務を効果的かつ有効に行うため、職場ごとに職員が達成目標を持ち意欲的に取り組む姿勢を育成し、指導できる体制を推進する。

② 研修会の開催と参加

県内赤十字支部・施設職員の資質の向上を目指し、支部主催による階層別研修会や課題別研修を開催するほか、研修参加者のフォローアップも含めた、継続的な研修を行う。

また、本社等が主催する研修との連携を図りながら計画的な人材育成に努めるほか、外部機関が主催する専門研修などの様々な研修も利用し、総合的なスキルアップを図る。

(9) 外部監査等の実施

日本赤十字社では、業務の管理及び執行並びに会計を監査するため、外部監査法人による会計監査、支部監査委員による監査委員監査、本社監査部門が行う内部監査の三様体制をとっている。岐阜県支部では、それに加え、赤十字支援者はじめ県民の赤十字への期待に支部及び県内赤十字施設が応えているかという視点から、公認会計士や医療経営コンサルタントによる県内 4 施設の業務の管理及び執行にかかる予備調査を行う。

7 赤十字施設の運営と施設間の連携強化

(1) 医療施設の運営（高山・岐阜赤十字病院）

県内に、高山赤十字病院（高山市）と岐阜赤十字病院（岐阜市）の2病院を開設しており、地域の基幹病院として一般医療はもとより、地域に安心感を与えられる「災害拠点病院」として、災害時における救護活動や平時における機材の整備、定期的な災害救護訓練等を通じて、地域に貢献していく。

【高山赤十字病院】

当院は、高山市を中心に飛騨市、下呂市、白川村などを医療圏として飛騨地域における急性期医療を担っている。当地域においては人口減や少子高齢化が急速に進展しており、医療ニーズの変化を的確に捉え、地域医療構想における当院の役割を、「飛騨地域中核病院の今後の連携に係る検討会議」等を通じて明確にするとともに、新病院建設に反映させながら建設計画を推進する。

平成30年度より循環器内科等の常勤医師が不在となっていることや選定療養費の徴収義務化が重なって患者数は減少しており、病院経営に大きな影響を及ぼしている。医療機能を確保し経営の健全化を図るためには医師不足への対応が喫緊の課題であり、引き続き大学医局、自治体等への強力な働き掛けを行うとともに、医師にとって魅力ある病院づくりに努める。

また、働き方改革関連法により職員の適正な就業管理を行うため、令和2年度には「就業管理システム」を導入する。長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方を実現し、ワークライフバランスの向上に努める。

【岐阜赤十字病院】

岐阜地域の中核病院として、また信頼される医療を行う急性期病院として、地域医療の確保に努めるとともに、岐阜地域災害拠点病院、1類・2類感染症指定医療機関としての使命を果たし、広く県民の皆様への貢献に努める。

さらに「人道・博愛の赤十字精神のもとに、人々の健康の回復や維持に寄与し、地域や社会に貢献します。」という病院理念に基づき、来院される患者様に寄り添った医療・看護を提供し、地域においては病診連携を積極的に推進し、紹介・逆紹介を通じてきめ細やかなサービスを行い、地域医療支援病院の役割を担っていく。

平成30年度に開設した在宅支援室における地域の方々の様々な相談や在宅療養生活に関する患者様・ご家族様個々のお悩みに対する支援活動、訪問看護ステーションによる在宅看護、病院ふれあいまつり等の地域住民との交流にも積極的に取り組み、地域の方々があって良かったと思える病院を目指した活動を継続していく。

(2) 血液事業の推進（岐阜県赤十字血液センター）

輸血用血液製剤を医療機関へ遅滞なく安定的に供給するため、広く県民の方々に献血の必要性を理解していただく情報を発信し、安全な血液の安定的確保に努める。

また、医療機関からの要請に応えるため、400mL献血をいっそう推進

するとともに、一稼働当りの献血者数の増加を図り、効率の良い事業運営を推進する。

献血推進では、県・市町村をはじめ献血協力団体、ボランティア等との連携を強化し、将来の献血を支えていただける若年層献血者率の向上と初回献血者・複数回献血者の増加を図る。

供給面においては、需要予測の精度を向上させ、東海北陸ブロック血液センターの広域需給管理のもと、供給体制の充実を図り医療機関への情報提供等サービス向上に努める。

さらに、今後の大規模地震等の災害に備え、行政機関・県支部及び東海北陸ブロック血液センター内の血液センターと連携し、災害時の危機管理体制の充実を図る。

(3) 赤十字施設間の連携強化

支部施設業務連絡会議や各施設担当者間の研修等を通じて、県内赤十字施設相互の情報共有、業務連携を強化し、県内における赤十字活動の効果的な実施と充実を図る。特に災害救護の対応として、有事の際の迅速な対応と連携強化を図るため、県内赤十字施設合同災害救護訓練などの共同取組事業を実施する。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。